

## 平成八年大蔵省令第六十一号

自動車損害賠償保障法第二十九条の二第二項に規定する保険会社及び組合の料率団体に対する報告に関する内閣府令

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第二十九条の二第二項に規定する保険会社及び組合の料率団体に対する報告に関する省令を次のように定める。

（保険会社及び組合の料率団体に対する報告）

第一条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「法」という。）第二十九条の二第二項に規定する保険会社（法第六条第一項に規定する責任保険の保険者をいう。以下同じ。）及び組合（法第六条第二項各号に掲げる組合をいう。以下同じ。）の料率団体（法第二十九条の二第二項に規定する金融庁長官の指定する損害保険料率算出団体をいう。次条見出しにおいて同じ。）に対する報告は、別紙様式により作成し、次の各号に掲げる別紙様式の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 別紙様式第一号から第八号 月ごとに取りまとめて、当該月終了後二月以内に行う。

二 別紙様式第九号から第十二号 事業年度（四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）ごとに取りまとめて、当該事業年度終了後四月以内に行う。

（組合が再共済契約又は再再共済契約を締結している場合の料率団体に対する報告）

第二条 法第五条に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の共済責任を負う組合（以下「責任共済組合」という。）が、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「再共済」という。）の事業を行う組合（以下「再共済組合」という。）との間で、当該再共済組合が当該責任共済組合の負う共済責任の全部の再共済を行う契約を締結している場合には、当該再共済組合が当該再共済に係る前条の報告を行ったことをもつて、当該責任共済組合は同条の報告を行ったものとみなす。

2 再共済組合が、再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済（以下「再再共済」という。）の事業を行う組合（以下「再再共済組合」という。）との間で、当該再再共済組合が当該再共済組合の負う再共済責任の全部の再再共済を行う契約を締結している場合には、当該再再共済組合が当該再再共済に係る前条の報告を行ったことをもつて、当該再再共済組合は同条の報告を行ったものとみなす。

## 附則

（施行期日）

1 この省令は、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成七年法律第三百三十七号）の施行の日（平成八年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する事業年度の翌事業年度に係る第一条の報告から適用する。

3 法第六条第二項第一号に規定する農業協同組合等は、施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条の報告のうち次の各号に掲げる別紙様式により作成するものは、当該各号に掲げる別紙様式により作成することができるものとする。

一 別紙様式第九号及び第十二号 附則別紙様式第一号

二 別紙様式第十号 附則別紙様式第二号

附則（平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）抄

1 この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

## 別紙様式第1号 (第1条関係)

契約年度	整理年月	料率(掛金率)区分	保険(共済)契約報告書				保険会社(組合)
符号	項目	両数	保険(共済)期間の始期		特例措置 適用契約有無		
			年	月			
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
10							
保険(共済)期間		車種	都道府県等				

## 備考

- (1) 下段の保険(共済)期間欄は月数をもって提示すること。ただし、保険(共済)期間を5日とする契約にあつては、5Dと表示すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。

## 別紙様式第2号 (第1条関係)

契約年度	整理年月	料率(掛金率)区分	保険(共済)契約変更報告書				保険会社(組合)			
	・	・	補 正							
符号	項目	両 数	都道府県等		変更後の車種	契約変更年月		保険(共済)期間		
			旧	新		年	月	始 期	年	月
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
車 種										

## 備考

- (1) 保険(共済)期間の期間欄は、別紙様式第1号備考(1)に準じて記載すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。

## 別紙様式第3号 (第1条関係)

契約年度	整理年月	料率(掛金率)区分	保険(共済)契約変更報告書				保険会社(組合)			
.	.	.	追 徴							
項目 符号	両 数	都道府県等		保険(共済)期間			契約変更年月		追徴保険料 (追徴共済掛金)	変更後の 車 種
		旧	新	終 期	期間	年	月			
1				年	月		年	月		
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
車 種										

## 備考

- (1) 保険(共済)期間の期間欄は、別紙様式第1号備考(1)に準じて記載すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。

## 別紙様式第4号 (第1条関係)

契約年度	整理年月	料率(掛金率)区分	追加保険料(追加共済掛金) 収納報告書				保険会社(組合)	
	.	.						
項目 符号	両数	都道府県等	保険(共済)期間の終期		死亡年月		追加保険料 (追徴共済掛金)	延滞利息
			年	月	年	月		
1								
2								
3								
4								
5								
保険(共済)期間		車種						

## 備考

- (1) 下段の保険(共済)期間欄は、別紙様式第1号備考(1)に準じて記載すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。

## 別紙様式第5号 (第1条関係)

契約年度		整理年月		料率(掛金率)区分		保険料(共済掛金)払いもどし報告書						保険会社(組合)	
符号	項目	両数	都道府県等	保険(共済)期間の終期		解約又は契約変更年月		払いもどし保険料(共済掛金)	変更後の車種	変更後の都道府県等	保険(共済)期間		車種
				年	月	年	月						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

備考

- (1) 保険(共済)期間欄は、別紙様式第1号備考(1)準じて記載すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。

## 別紙様式第6号 (第1条関係)

契約年度	整理年月	料率(掛金率)区分	保険料(共済掛金)払いもどし報告書				保険会社(組合)
	.	.	取消し				
項目 符号	両数	車種	都道府県等	保険(共済)期間			払いもどし 保険料 (共済掛金)
				始期 年	期 月	期間	
1							
2							
3							
4							
5							

## 備考

- (1) 保険(共済)期間欄は、別紙様式第1号備考(1)準じて記載すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。

別紙様式第7号 (第1条関係)

契約年度		整理年月	料率(掛金率)区分	追加保険料(追加共済掛金)払いもどし等報告書					保険会社(組合)	
		・	・							
項目 符号	両数	車種	都道府県等	保険(共済)期間			死亡年月		払いもどし 追加保険料 (追加共済掛金)	返還利息
				始期	期間	年	月	年	月	
				終期						
年	月	年	月	年	月	年	月			
1										
2										
3										
4										
5										

備考

- (1) 保険(共済)期間欄は、別紙様式第1号備考(1)準じて記載すること。
- (2) 報告は整理年月ごとに取りまとめて整理年月終了後2月以内に行うこと。





## 別紙様式第9号 (第1条関係)

保険会社 (組合)
-----------

## 自動車損害賠償責任保険 (共済) 事業の決算に関する報告書

## 1. 年度自動車損害賠償責任保険 (共済) 損益状況 (単位: 千円)

科 目	金 額
元受正味保険料 (元受正味共済掛金)	
支払再保険料 (支払保険料)	
営 業 費 (事業推進費)	
損 害 調 査 費	
一 般 管 理 費	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	
収 入 社 費 (収入経費)	

- 元受正味保険料 (元受正味共済掛金) は、契約者から收受した保険料 (共済掛金) の額を記載すること。
- 支払再保険料 (支払保険料) は、元受正味保険料 (元受正味共済掛金) のうち純保険料 (純共済掛金) 分の額を記載すること。
- 収入社費 (収入経費) は、元受正味保険料 (元受正味共済掛金) から支払再保険料 (支払保険料) 諸手数料及び集金費を差し引いた額を記載すること。

## 2. 主要勘定残高の内訳 ( 年3月31日現在) (単位: 千円)

不 動 産 及 び 動 産	金 額
土 地 (除く投資用)	
建 物 (除く投資用)	
小 計	
動 産	
建 設 仮 勘 定	
合 計	

退 職 給 与 引 当 金	
---------------	--

## 3. 年度自動車損害賠償責任保険 (共済) 取扱件数 (単位: 件)

内 訳		件 数	
契 約 関 係	新 契 約		
	取 消		
	異 動 ・ 解 約 等		
	計		
支 払 関 係	保 険 金 (共 済 金)	一般払	
		一括払	
	仮 渡 金		
	内 払 金		
	計		
金 融 機 関 収 納 事 務 委 託 件 数			

- 自動車損害賠償責任保険 (共済) 事業の経費計算の根拠となった件数を記載すること。
- 「異動・解約等」欄には、死亡追徴及び証明書再交付の件数を含めること。

備考 報告は事業年度 (4月1日から翌年3月31日までとする。) 終了後4月以内に行うこと。

別紙様式第10号(第1条関係)

		保険会社(組合)	
年度自動車損害賠償責任保険(共済)事業の経費報告書			
(単位:千円)			
項 目	総括部門	現業部門	計
役員給与			
社員(職員)給与	総括部門		
	現業部門(除部支店本部)		
	現業部門(部支店本部)		
退職金及び年金			
厚生費			
人件費小計			
借地借家料			
機械賃借料			
交通費			
通信費			
印刷費			
図書費			
消耗品費			
備品費			
営繕費			
諸会費			
会議費			
広告費			
雑費			
物件費小計			
経費計			
その他事業費	事業税		
	固定資産税		
	退職給与引当金積増額		
	自動車諸税		
	地価税		
	事業所税		
	減価償却費		
	消費税		
小計			
総合計			
諸手数料及び集金費			

備考

- (1) 営業費(事業推進費)、損害調査費及び一般管理費については、それぞれ別業に記載すること。
- (2) 一般管理費は、総括部門、現業部門に記載しないこと。
- (3) 直販社員、集金専門社員、労務社員、嘱託、アルバイト等の給与は、人件費に計上すること。
- (4) 報告は事業年度(4月1日から翌年3月31日までとする。)終了後4月以内に行うこと。

## 別紙様式第11号（第1条関係）

保険会社（組合）
----------

年度自動車損害賠償責任保険（共済）事業の準備金報告書

1. 準備金積立状況 (単位：千円)

項 目	金 額
当 期 末 義 務 積 立 金	
正味収入純保険料（純共済掛金）	
当 期 積 立 支 払 備 金	
当 期 末 調 整 準 備 金	
当 期 調 整 準 備 金 繰 入 (取 崩) 額	
調 整 準 備 金 繰 入 (取 崩) 額 に 係 る 税 金 相 当 額	
当 期 末 運 用 益 積 立 金	
収 支 改 善 の た め の 運 用 益 取 崩 額	
当 期 末 付 加 率 積 立 金	

正味収入純保険料（純共済掛金）は、義務積立金の計算基礎となった金額を記載すること。

2. 運用益積立金 (単位：千円、%)

項 目	金 額
運 用 資 金	
当 期 発 生 運 用 益	
適 用 利 率	
長 期 契 約 予 定 利 息	
投 資 経 費	
税 金	
税 率	
当 期 運 用 益 抛 出 金 (無 税 分)	
税 金 回 収 額	
当 期 運 用 益 抛 出 金 (有 税 分)	
収 支 改 善 の た め の 取 崩 額	
税 金 回 収 額	

3. 付加率積立金 (単位：千円)

項 目	金 額
当 期 社 費 (経 費) 収 支 残 高	
税 金	
金 利 計 算 運 用 資 金	
金 利 発 生 額	
税 金	
当 期 取 崩 額	
当 期 繰 入 額	

備考 報告は事業年度（4月1日から翌年3月31日までとする。）終了後4月以内に行うこと。

別紙様式第12号(第1条関係)

保険会社(組合)

## 年度自動車損害賠償保障事業の経費報告書

(単位:千円)

項 目		損 害 調 査 費			一 般 管 理 費			計		
役 員 給 与										
社員 (職員) 給与	総 括 部 門									
	現業部門(除部支店本部)									
	現業部門(部支店本部)									
退 職 金 及 び 年 金										
厚 生 費										
人 件 費 小 計										
借 地 借 家 料										
機 械 賃 借 料										
交 通 費										
通 信 費										
印 刷 費										
函 書 費										
消 耗 品 費										
備 品 費										
営 繕 費										
諸 会 費										
会 議 費										
広 告 費										
雑 費										
物 件 費 小 計										
経 費 合 計										

保 障 事 業 受 理 件 数	4 月 から 翌 年 3 月 まで	件
	2 月 から 翌 年 1 月 まで	件

備考

- (1) 直販社員、集金専門社員、労務社員、嘱託、アルバイト等の給与は、人件費に計上すること。
- (2) 報告は事業年度(4月1日から翌年3月31日までとする。)終了後4月以内に行うこと。

附則別紙様式第1号 (附則第3項關係)  
(略)  
附則別紙様式第2号 (附則第3項關係)  
(略)